

産業厚生常任委員会資料

令和4年9月5日

健康福祉部 福祉総務課

健康福祉部 高齢介護課

高齢者等の外出支援の現状について

目次

1	福祉タクシー券の利用状況	1
2	福祉有償運送の状況	3
3	福祉車両の貸出し	4

1 福祉タクシー券の利用状況

(1) 事業概要

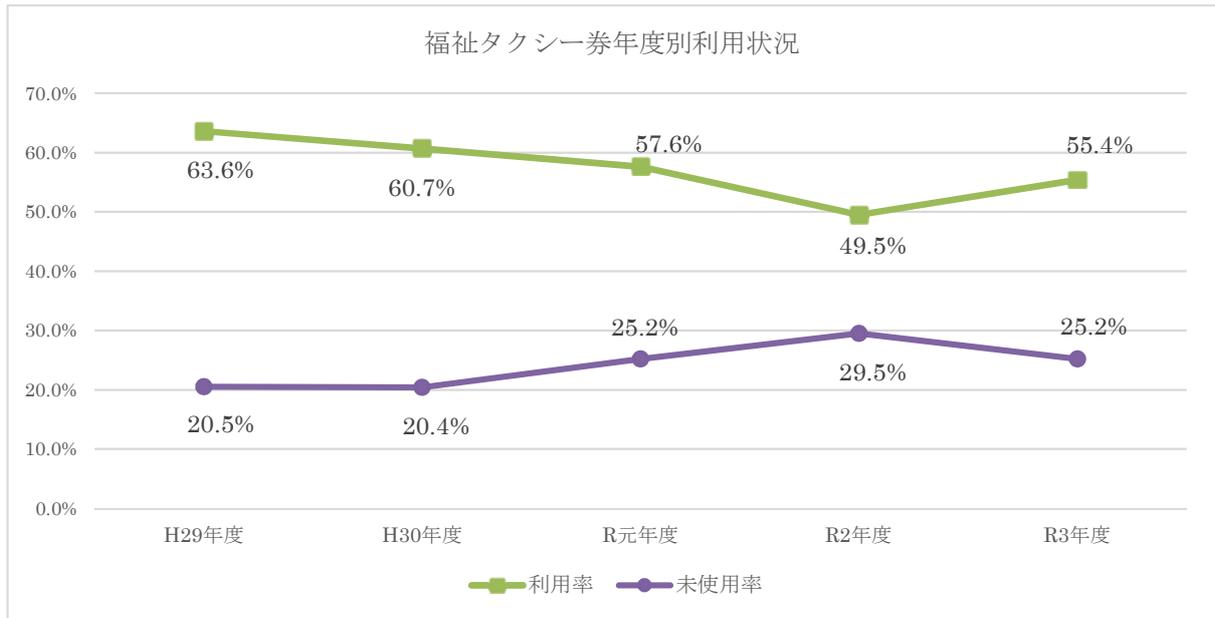
高齢者等の閉じこもり予防や外出支援を目的に、市民税所得割非課税の75歳以上の高齢者及び重度障害者並びに65歳以上で運転免許証の返還者に、年間30枚（一枚500円）のタクシー利用券を交付し、タクシー利用料の一部を助成しています。

(2) 利用券利用状況（年度集計）

		平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		高齢者	障害者	計	高齢者	障害者	計	高齢者	障害者	計
申請者数	社地区(人)	1,155	105	1,260	1,138	110	1,248	1,147	95	1,242
	滝野地区(人)	519	57	576	538	52	590	559	54	613
	東条地区(人)	462	34	496	431	32	463	424	32	456
合計		2,136	196	2,332	2,107	194	2,301	2,130	181	2,311
交付枚数(枚)		64,080	5,880	69,960	63,210	5,820	69,030	63,900	5,430	69,330
利用枚数(枚)		41,183	3,316	44,499	39,018	2,880	41,898	37,167	2,773	39,940
助成金額(千円)		20,591	1,658	22,249	19,509	1,440	20,949	18,584	1,386	19,970
利用率(%)		64.3	56.4	63.6	61.7	49.5	60.7	58.2	51.1	57.6
未利用率(%) (※1)		20.5			20.4			25.2		

		令和2年度			令和3年度		
		高齢者	障害者	計	高齢者	障害者	計
申請者数	社地区(人)	1,104	94	1,198	1,019	92	1,111
	滝野地区(人)	537	58	595	499	58	557
	東条地区(人)	384	32	416	334	27	361
合計		2,025	184	2,209	1,852	177	2,029
交付枚数(枚)		60,750	5,520	66,270	55,560	5,310	60,870
利用枚数(枚)		30,277	2,527	32,804	30,899	2,815	33,714
助成金額(千円)		15,139	1,263	16,402	15,450	1,407	16,857
利用率(%)		49.8	45.8	49.5	55.6	53.0	55.4
未利用率(%)		29.5			25.2		

(※1) 未利用率・・・福祉タクシー券(30枚)を交付したが、1枚も利用していない人の割合



(3) アンケート結果

令和4年度福祉タクシー事業アンケート結果

令和3年度福祉タクシー券交付者1,918人中1,233人回答

2022年8月26日 現在 (人)

R3は福祉タクシー券を使い切ったか	
はい	711
いいえ	522
計	1233

福祉タクシー券の未使用理由 (複数回答あり)	
家族の送迎あり	351
自分で運転する	118
公共交通機関利用	34
出かけなかった	171
入院・入所	42
利用制限	141
その他	61

タクシーで1年で何回通院するか(片道を1回とする)	
1～10回	322
11～20回	149
21～30回	56
31～40回	9
41回以上	22
計	558

病院までタクシー代は片道いくらか	
2,500円以内	397
2,500～5,000円未満	283
5,000円～10,000円未満	77
10,000円以上	44
計	801

介護認定の有無	
有	350
無	863
無回答	20
計	1233
要支援 1	71
要支援 2	67
要介護 1	89
要介護 2	62
要介護 3	26
要介護 4	7
要介護 5	7
無回答	21

その他の内訳

- ・タクシーを利用してもタクシー券の使用を忘れる。
- ・病院には訪問介護の人に送ってもらった。
- ・使用条件(降雨時)が使い切るまでなかった。
- ・仕方ない時だけ利用したので残った。

枚数制限は何枚が妥当か	
5枚以内	278
6～10枚	683
11～15枚	85
16～20枚	75
無回答	112
計	1233

タクシー券でどこの病院に通院するか (複数回答あり)	
加東市民病院	352
北播磨総合医療センター	154
西脇病院	139
その他	401
計	1046

その他の内訳

- ・加東市内・小野市・西脇市
- ・加西市・三木市
- ・明石市・加古川市

2 福祉有償運送の状況

(1) 概要

タクシー等の公共交通機関では、要介護者等への十分な輸送ができないと認められる場合において、特定非営利法人や社会福祉法人等が身体障害者、要介護者などの登録された会員に対し、実費の範囲内で乗車定員11人未満の自家用車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行う。

(2) 実施主体 社会福祉法人 加東市社会福祉協議会

(3) 対象者

加東市に住民登録のある、自力での歩行ができない者で、かつ、単独で公共交通機関の利用が困難な、次の各号に定める者とする。

- ① 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている車いす利用者
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定3以上のもの
- ③ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で車いす利用者
- ④ 身体障害者手帳1級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者
- ⑤ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害及びその他の障害を有するもので車いす利用者

※乗車時には、付添人1名を配置しなければならない。

(4) 移送の範囲及び利用運賃等

運送の区域は、北播磨圏内とし、発地又は着地のいずれかが加東市内であり、利用運賃については、タクシー運賃額の概ね1/2以内を目安に以下のとおり設定されています。

また、運転員の報酬についても定められています。

(利用運賃料金一覧)

		片道	往復
(市内)		300円	600円
(市外)	片道5km未満	300円	600円
	片道10km未満	500円	1,000円
	片道10km以上	800円	1,600円

(運転員の報酬)

市内	1件につき1,100円
市外	1件につき1,100円

(5) 実施日及び実施回数等

実施回数は、1か月につき4回(往復)を上限とし、実施時間は原則、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- ① 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末年始(12月29日から翌年1月4日まで)
- ③ 車両定期検査又は車両の事故等により運行できない事由が発生した期間
- ④ 運転員の確保ができない場合

(6) 登録状況

令和4年6月 国土交通省神戸運輸管理部に申請

7月19日 車両登録済証を受領

8月～9月 高齢運転者(満70歳以上)の適正診断を受診

10月 運用開始(予定) (開始時は、運転者7人、利用者5人)

3 福祉車両の貸出し

(1) 概要 外出が困難な高齢者・障害者世帯等に福祉車両の貸出しを行うことで、移動手段を確保し、通院・通所の利便性を図り、家族の介護負担を軽減する。

(2) 実施主体 社会福祉法人 加東市社会福祉協議会

(3) 福祉車両 普通車両 1台、軽四車両 3台



(4) 対象者 加東市在住のものとする。

(5) 利用について

- ・利用については、事前に加東市社会福祉協議会へ申請が必要。
- ・貸出期間は、原則1日とし、平日、午前9時から午後5時30分までとする。
- ・利用料は無料とする。

(6) 利用状況(実績) 令和3年度 301人(実人数 40人)